

意見書

2015年11月4日
一般社団法人日本レコード協会

TPP 協定において締約国の義務として定められている著作権法関係の制度整備について、早期実現を第一義として当協会の意見を下記のとおり申し述べる。

記

1. レコード保護期間の延長

- (1) レコード保護期間の終期を、現行の「発行後 50 年（最初の音固定後 50 年以内に発行されない場合は最初の音固定後 50 年）」から「発行後 70 年（最初の音固定後 70 年以内に発行されない場合は最初の音固定後 70 年）」に変更するのが適当と考える。
- (2) 文化的所産であるレコードを良好な状態で次世代に継承するためには、物理的媒体のデジタル化及びリマスタリング等が不可欠であり、その費用負担が避けられない。保護期間の延長により、その費用負担をして過去のレコードを商品化することへのインセンティブが働き、結果としてレコード文化の継承及び発展に寄与することが期待できる。
- (3) 音楽配信の普及により、レコード製作者は、過去のレコードを含め、従前より多様な品揃えを提供することが可能となり、レコードの経済的価値が高まっている。世界 63 カ国（OECD 加盟 34 カ国中 30 カ国）が 70 年以上の保護を行っている状況¹に照らし、コンテンツ立国を標榜する我が国においても、TPP 協定に定める保護期間を早期に実現すべきである。

2. 配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与

- (1) 放送・有線放送における配信音源の使用について、レコード製作者に適正な対価還元がなされるよう、二次使用料請求権を拡充する必要がある。
- (2) 商業用レコード（市販 CD 等）の放送等使用に関しては、放送事業者等からレコード製作者に一定の対価（二次使用料）が還元されているが、配信音源は二次使用料請求権の対象になっていないため、放送事業者等とレコード製作者との間で配信音源の使用ルールが形成されていない。
- (3) 2014 年の世界音楽市場において、有料音楽配信売上がパッケージ売上と同額になる中、放送等における配信音源の使用に使用料請求権を付与することにより、放送事業者等が一定のルールに基づき配信音源を使用できる環境の整備が期待される。

¹ 国際レコード産業連盟（IFPI）調査（2015 年 10 月）

3. 損害賠償に係る制度整備

- (1) 特にインターネットを利用した著作権等侵害行為においては、送信が自動的に行われるため、侵害者自身も送信回数等を把握していないことも多く、損害額の立証が困難な場合が少なくない。訴訟を提起しても、小規模な侵害事件ではコスト倒れになることから「侵害し得」の状況が生じている。
- (2) 権利の実効性を確保するため、我が国の填補賠償原則に則した適切な形で損害が十分に補償されるような制度を整備すべきである。例えば、侵害の事実を立証した場合は、一定の合理的な額や基準に基づいて損害額を推定し、反証を許すことでバランスのとれた制度を構築することが考えられる。

4. 著作権等侵害罪の一部非親告罪化

- (1) 商品として提供されているものと実質的に同一のものを無許諾で複製・公衆送信等する侵害行為を非親告罪化の対象にするべきであり、侵害対策の実効性が十分あがるような制度とするべきである。
- (2) 著作権等侵害罪の一部が非親告罪化される場合であっても、起訴便宜主義と相俟って、実務上は権利者の意思確認が行われることが期待される。

以上